

相生警察署及び赤穂警察署の速度取締指針 (令和5年7～12月)

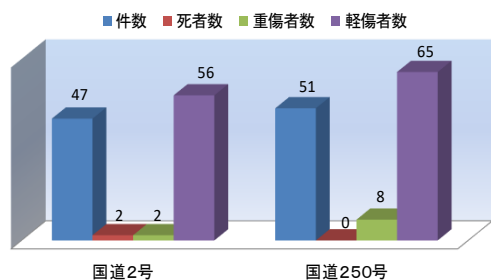
次の路線、時間帯を重点に速度違反取締り活動を推進する。

ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度違反取締りを実施する。

重点路線	重点時間帯	規制速度
○ 国道2号	6:00～18:00	50km/h、60km/h
○ 国道250号	6:00～18:00	40km/h、50km/h

相生署及び赤穂署管内における交通実態等

主な路線別人身事故発生状況(過去3年)

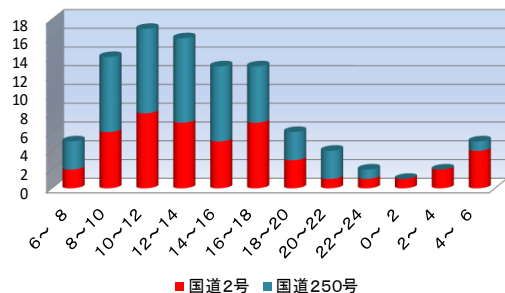


▼ 主な路線別の人身事故発生状況は国道250号が最も多い。

▼ 主な路線での死者は、国道2号で2人であった。
重傷者数は、国道250号で8人、国道2号で2人であった。

▼ 主な路線での時間別の人身事故発生状況は、10～12時に、次いで12～14時に多く発生している。

主な路線別、時間別人身事故発生状況(過去3年)



▼ 2署管内の速度違反による人身事故は5件発生し、死者は3人、負傷者数は3人であった。

※ 上記は過去3年間(R2年～R4年)の7～12月における発生状況(2署合計)を示す。



～令和4年中の交通事故発生状況～

○ 重点路線において人身事故が50件発生し、死者は1人であった(2署合計)。